

【事業所得等に係る必要経費について】

共済組合では所得税法上の総収入額から、共済組合で必要経費と認める費目を控除した後の額を収入と考えます。

その為、所得税法上の必要経費とは必ずしも一致しませんので、ご注意いただき下表を参考に計算してください。

費 目	所 得 税 法	共 済 組 合	費 目	所 得 税 法	共 済 組 合
売上原価	○	○	修 繕 費	○	△
租税公課	○	×	消耗備品費	○	△
荷造運賃	○	△	減価償却費	○	×
水道光熱費	○	△	福利厚生費	○	×
旅 費	○	×	給与賃金	○	△
交 通 費	○	×	利子割引料	○	×
通 信 費	○	△	地代家賃	○	○
広告宣伝費	○	×	会 議 費	○	△
接待交際費	○	×	函 書 費	○	△
損害保険料	○	×	研 修 費	○	△

△の経費はケースにより必要経費として認められる場合と、認められない場合がありますので、別途お伺いさせていただくことがあります。

例) 通信費：事業所と生活の本拠地が全く別棟の場合で、費用が別計算の場合
→その証明ができる根拠書類があれば○の可能性がります。

【被扶養者に株等の譲渡収入がある場合の取扱いについて】

ここでの株等とは株、投資信託、債券（国債、外債等）、FX（外国為替証拠金取引）等を示しており、いわゆる資産運用に係るもので恒常的収入がある（見込まれる）ものが対象です。

《株等の譲渡収入とは譲渡収入＝譲渡価額－取得価額》

※相続した株等を一度にすべて売却した時のみ一時的な所得とし、株等を保有し続けている場合については、取引回数に関係なく恒常的な収入となります。

※繰越損失金の取扱いについては当年よりも前の損金であるため考慮せず、あくまで当年の譲渡収入で判断します。